

幕 住 防 環 第 7 号
令和6年3月28日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西24条北4丁目5番地の4

氏 名 株式会社北海道エコシス

代表取締役 鍛冶 彰男

令和6年3月11日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥、事業系一般廃棄物、家庭系一般廃棄物（引越しごみ・遺品ごみ）
営業所の所在地及び名称		幕別町札内暁町248番地の36 株式会社北海道エコシス 幕別営業所
許可期間		令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	帯広市西23条北4丁目1－5 十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西18条北3丁目13 十勝圏複合事務組合十勝川浄化センター内 浄化槽汚泥等受入施設
	その他	① 廃棄物が飛散・流出しないようにすること ② 関係法令を遵守すること ③ 収集車に番号を表示すること